

# 文京区暴力団排除条例骨子

## 1 目的

文京区において、区並びに区民及び事業者（以下「区民等」という。）による暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 2 定義

「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団関係者」等の用語の意義を定める。

## 3 基本理念

「暴力団と交際しないこと」、「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」を基本とし、各主体の連携及び協力により推進する。

## 4 区の責務

区民等の協力を得るとともに、警察等と連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進する。

## 5 区民等の責務

区民等は、次に掲げる行為をするよう努める。

- (1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、速やかに当該情報を提供すること。
- (2) 暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。
- (3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

## 6 区の行政対象暴力に対する対応方針の策定等

区は、行政対象暴力等を防止し、円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針を定めるなど、必要な措置を講ずる。

## 7 区の事務事業に係る暴力団排除措置

公共工事をはじめとする区の事務事業が、暴力団の活動や運営に資することとならないよう、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずる。

## 8 区が設置する公の施設に係る暴力団排除措置

公の施設の使用について、暴力団の活動や運営に資することとならないよう、暴力団関係者の関与を防止することに努める。なお、その使用者が暴力団関係者の場合、使用の不承認、又は取り消すことができる。

## **9 暴力団事務所の開設及び運営の禁止**

区の区域内に暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。区は、そのために必要な措置を行うよう警察等に求めるとともに、警察等の活動に協力する。

## **10 審査会の設置等**

区長は、前6及び7の暴力団排除措置並びに8の事務所開設等禁止を適正に実施するため、審査会を置く。この運営については、別に定める。

## **11 広報及び啓発**

区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深め、その気運が醸成されるよう、広報及び啓発を行う。なお、その際には、区民等の権利を不当に侵害しないよう留意する。

## **12 区民等に対する支援**

区は、区民等が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、警察等との連携により、情報の提供、助言等の支援を行う。

## **13 青少年の教育等に対する支援**

青少年の教育又は育成に携わる者は、青少年が、暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、指導、助言等の措置に努める。また、区は、その者が円滑に措置を講ずることができるよう、警察等と連携し、職員の派遣、情報の提供等、必要な支援を行う。

## **14 被害の防止、救済等の推進**

区は、区民等が暴力団排除活動に取り組んだことにより被害を受けることがないように、当該暴力団排除活動に係る被害の防止、救済等を推進するため、警察等と連携・協力し、必要に応じて、協議会を設置する等暴力団排除活動に関する連絡体制を整備する。

## **15 委任**

この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。